

# 関西外国語大学大学院学則

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

第 1 条 この学則は、関西外国語大学学則（以下「大学学則」という）第 6 条にもとづき、大学院に関する事項を定める。

### (目 的)

第 2 条 本学は、建学の理念に則り、公正な世界観にもとづき時代と社会の要請に応じていく実学の教授研究を通して、国際社会に貢献できる豊かな教養を備えた人材を育成することを目的とする。

2 本大学院は、前項の目的を達成するため、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人、地域等の知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人等の人材を養成する。

### (自己点検・評価等)

第 3 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等に関し必要な事項は自己点検・自己評価実施要項に定める。

### (認証評価機関による評価)

第 4 条 本大学院は、前条の措置に加え、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受ける。

2 認証評価は、7 年以内の期間ごとに、適切な時期を設定して受ける。

### (情報の公表)

第 5 条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって公表する。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 6 条 本大学院は、授業および研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修に関し必要な事項は関西外国語大学フアカルティ・ディベロップメント委員会規程に定める。

### (大学院委員会)

第 7 条 本大学院に大学院委員会（以下「委員会」という）を置く。委員会は、学長、副学長、研究科長および大学院担当の教授をもって組織する。ただし、必要に応じてその他職員を加えることがある。

第 8 条 委員会は、教育研究に関する重要な事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる。

2 委員会は、学生の入学、修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で委員会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定するにあたり意見を述べる。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

- 4 委員会に関し必要な事項は大学院委員会規程に定める。ただし、第2項に規定する学長が定めるものについては学長裁定で定める。

(教員連絡会議)

第9条 本大学院に教育研究、大学運営等に関する事項について報告および連絡する機関として、教員連絡会議を置く。

- 2 教員連絡会議に関し必要な事項は教員連絡会議規程に定める。

(各種委員会)

第10条 各種委員会を置くことができる。

- 2 各種委員会に関し必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、研究科、専攻等

(課程)

第11条 本大学院に博士課程を置く。

- 2 博士課程は、前期2年および後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。
- 3 博士課程の前期2年の課程を博士前期課程、後期3年を博士後期課程と称する。

(課程の目的)

第12条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

- 2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、または高度の専門性を要する職業等に必要能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科および専攻)

第13条 本大学院に、次の研究科および専攻を置く。

外国語学研究科 英語学専攻  
言語文化専攻

(教育上の目的等)

第14条 本大学院の人材養成目的については、次の各号のとおり定める。

- (1) 博士前期課程では、高度な言語運用能力を基盤とし、国際社会に貢献する豊かな教養を備えた人材を養成することを目的とする。具体的には、グローバル社会において地域社会を支える、豊かな外国語コミュニケーション能力を備えた高度専門職業人としての中・高英語教員、また博士後期課程に進学し、知識基盤社会の中核となる専門人材としての教育能力と研究能力を兼ね備えた教育者(大学教員等)になるための素地を養成する。
  - (2) 博士後期課程では、高度な言語運用能力を基盤とし、国際社会に貢献する豊かな教養を備えた人材を育成することを目的とする。具体的には、今日のグローバル化社会において、教育を担う者としての自覚や意識の涵養と学生に対して教育を施すための確かな能力と自立して研究活動を行うことのできる能力を兼ね備えた教育者(大学教員等)などとして活躍できる優れた人材を養成する。
- 2 前項の教育上の目的等にかかる達成目標等を学生の態様に応じて定め、学生に明示する。

(入学定員および収容定員)

第15条 本大学院の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
外国語学研究科	英語学専攻	15	30	3	9
	言語文化専攻	20	40	3	9
合 計		35	70	6	18

### 第3章 修業年限、在学年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第16条 博士課程の修業年限は5年とする。

2 博士前期課程の修業年限は2年とし、また博士後期課程の修業年限は3年とする。

(在学年限)

第17条 本大学院における在学年限は、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えることはできない。

(学 年)

第18条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第21条の規定により9月に入学した者の学年は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(学 期)

第19条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から8月31日まで

秋学期 9月1日から翌年3月31日まで

(学生の休業日)

第20条 授業を行わない日（以下「休業日」という）は日曜日とする。

2 前項以外の休業日は、学長が第18条に規定する学年の初めに学年暦において定める。

3 学長は、必要がある場合、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時に定めることができる。

### 第4章 入 学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、あらかじめ志願する者については、9月とすることができる。

(入学資格)

第22条 本大学院の博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) わが国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育におけ

る16年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、単位を優秀な成績で修得したと本大学院が認めた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第23条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) わが国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第24条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別表第3に定める入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学志願者の選抜)

第25条 前条の入学志願者については、大学院入学者選抜規程により選抜を行う。

(入学手続および入学許可)

第26条 前条の選抜による合格者は、委員会の議を経て、学長が決定する。

2 合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに別表第4に定める入学金その他納付金を納めなければならない。

3 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

(再入学)

第27条 本大学院への再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学年の始めにおいて相当年次に入学を許可することがある。

2 前項により再入学することのできる者は、第44条により本大学院を退学し2年以内の者とする。

(再入学の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第28条 再入学の出願、入学者選考、入学手続および入学許可は、第21条および第24条から第26条までの規定を準用する。

## 第 5 章 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 29 条 本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文等に対する指導を行うなど、体系的に教育課程を編成する。

(教育方法)

第 30 条 本大学院の教育は、授業科目および学位論文等の作成に対する指導によって行う。

(成績評価基準等の明示等)

第 31 条 授業および研究指導の方法および内容ならびに 1 年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 学修の成果および学位論文にかかる評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育課程の編成方法)

第 32 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 授業科目を専門科目、専門演習科目および自由科目に区分する。
- 3 授業科目および単位数は、別表第 1 および第 2 のとおり定める。

(単位計算方法)

第 33 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義および演習については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 34 条 授業科目を履修し授業ごとに実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は第 40 条にもとづき行う。

- 2 試験に関し必要な事項は大学院試験規程に定める。

(履修方法)

第 35 条 課程における履修方法に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 36 条 学生が 1 学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は、大学院履修規程に定める。

(教職課程)

第 37 条 本大学院の博士前期課程英語学専攻に教員免許状の資格を得させるための課程を置く。

- 2 中学校教諭一種免許状（英語）または高等学校教諭一種免許状（英語）の資格を有する者で、専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および同施行規則により定める別表第 2 に定める教科又は教職に関する科目から 24 単位以上を修得しなければならない。
- 3 本大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

教員免許状の種類	免許教科
中学校教諭専修免許状	英語
高等学校教諭専修免許状	英語

4 履修方法に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第38条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合について準用する。
- 4 前3項に定める他の大学院の履修等に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第39条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により履修した単位を含む)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により授業科目について履修した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 3 他の大学院における修得単位および入学前の既修得単位は、合わせて10単位を超えないものとする。
- 4 前3項に定める入学前の既修得単位の認定等に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

(成績)

第40条 履修成績の基準は次のとおりとする。

優	100点～80点	}	合格
良	79点～70点		
可	69点～60点		
不可	59点～0点		不合格

## 第6章 留学、休学および退学等

(留学)

第41条 留学とは、外国の大学院およびそれらに相当する高等教育機関との協定または合意にもとづき、当該大学院の授業科目を履修し、もしくは研究指導を受けることをいう。

- 2 本大学院が教育上有益と認めるときは、留学を希望する者に対して、学長が留学を許可する。
- 3 留学期間は1年を限度として本学の在学期間に算入する。
- 4 留学期間中、学生は授業料その他学生納付金を全額納入しなければならない。
- 5 留学期間中、留学先の大学院等において修得した単位は、第38条の規定を準用する。

(休学)

第42条 病気その他のやむを得ない理由により長期にわたって学修することができない者

は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学期間は1学期または1学年を区分とし、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。
- 3 休学期間は在学期間に算入しない。
- 4 休学期間中は授業料および教育充実費の全額を免除する。ただし、別表第4に定める在籍料を納付しなければならない。
- 5 休学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(復学)

- 第43条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することができる。
- 2 復学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(退学)

- 第44条 病気その他のやむを得ない理由等自己都合により退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。ただし、死亡の場合は、保証人の届出により退学とする。
- 2 退学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(除籍)

- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 授業料その他納付金納付の義務を怠り届け出なくして滞納30日に及ぶ者
  - (2) 第17条に規定する在学年限を超えた者
  - (3) 第42条第2項に規定する休学期間を超えた者
  - (4) 行方不明者

## 第7章 課程の修了および学位の授与

(修了要件)

- 第46条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位34単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められたときには、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 第47条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に5年（博士前期課程または修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年間の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程あるいは修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程の2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程または修士課程を修了した者の本大学院の当該課程の修了要件は、博士前期課程または修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第48条 博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで退学した者には、研究指導終了退学証明書を交付することができる。

(学位論文の審査および学位に関する試験の方法等)

第49条 修士論文または特定の課題についての研究成果(以下「修士論文等」という)は、本大学院に1年以上在学し、履修授業科目について所定の単位を修得した者があらかじめ修士論文等の主題とその研究計画書を提出しなければこれを提出することができない。

第50条 修士論文等の審査および試験は、本大学院の定める審査員によりこれを行う。

第51条 修士論文等は、専攻の専門分野における深い学識と研究能力とを証左するに足りるものをもって合格とする。

第52条 修士の学位に関する試験は、修士論文等の提出者の研究成果を確認する目的をもって修士論文等を中心として行う。

第53条 修士論文等審査および最終試験の方法等については、関西外国語大学学位規程に定める。

第54条 博士論文は、本大学院の博士後期課程を1年以内に修了する見込みの者が、あらかじめ博士論文の計画について指導教員の承認を得、かつ外国語の学力に関する検定に合格したうえでなければ、これを提出することができない。

第55条 博士論文の審査および試験は、本大学院の定める審査員によりこれを行う。

第56条 博士論文は、専攻分野について確かな教育能力および研究能力を兼ね備えた大学教員等として自立して活動を行うに必要な高度の教育能力および研究能力ならびにその基礎となる豊かな学識を証左するに足りるものをもって合格とする。

第57条 博士の学位に関する試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって博士論文を中心として行う。

第58条 博士論文審査および最終試験の方法等については、関西外国語大学学位規程に定める。

(学位の授与)

第59条 修士の学位は、第46条に定める修了要件を満たした者に、関西外国語大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

第60条 博士の学位は、第47条に定める修了要件を満たした者に、関西外国語大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第61条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は学生細則に定める。

(懲戒)

第62条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者には、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、学長が懲戒する。



- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。

## 第 9 章 科目等履修生、研究生および外国人留学生

(科目等履修生)

第 6 3 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院における授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が科目等履修生として許可する。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は大学院科目等履修生規程に定める。

(研究生)

第 6 4 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院において特定事項に関する研究を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が研究生として許可する。

- 2 研究生に関し必要な事項は大学院研究生規程に定める。

(外国人留学生)

第 6 5 条 大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

## 第 10 章 学生納付金

(授業料その他納付金の納付)

第 6 6 条 学生は、別表第 4 に定める授業料その他納付金を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 授業料その他納付金の分納、延納または減免については、願い出により、これを許可することがある。
- 3 授業料は、欠席中または停学中であってもこれを減免しない。
- 4 その他納付に関し必要な事項は大学院授業料その他納付金規程に定める。

(授業料その他納付金の返還)

第 6 7 条 既納の授業料その他納付金は、原則として返還しない。ただし、在籍する学期前にその期分の授業料その他納付金を前納していた場合で、その期が至る前に入学を辞退し、または退学もしくは休学を願い出たときについては、大学院授業料その他納付金規程に定めるところによる。

- 2 退学、除籍の者であっても既納の授業料その他納付金は返還しない。未納のときは、直ちに納めなければならない。
- 3 その他返還に関し必要な事項は大学院授業料その他納付金規程に定める。

## 第 11 章 奨学制度

(奨学制度)

第 6 8 条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

## 第12章 研究指導施設等

(大学院学生研究室)

第69条 本大学院にその研究目的を達成するために学生研究室を設ける。

## 第13章 雑 則

(規程の準用)

第70条 この学則に定めるもののほか、本大学学則およびその他の規程を準用する。

(改 廢)

第71条 この学則の改廢は理事会が行う。

(細 則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は別に定める。

### 附 則

本大学院学則は、昭和48年4月1日から施行する。

改 正	昭和49年4月1日	平成3年9月15日
	昭和51年4月1日	平成4年4月1日
	昭和53年4月1日	平成5年4月1日
	昭和54年4月1日	平成10年4月1日
	昭和55年4月1日	平成11年4月1日
	昭和56年4月1日	平成12年4月1日
	昭和57年4月1日	平成13年4月1日
	昭和59年4月1日	平成15年4月1日
	昭和60年4月1日	平成16年4月1日
	昭和63年4月1日	平成17年12月1日
	平成元年4月1日	平成19年4月1日
	平成2年4月1日	

### 附 則

1. この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
2. この学則は、平成26年4月入学生から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。

### 附 則

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

1. この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
2. 別表第1および別表第2の規定は、平成28年4月入学生から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。

## 別表第1 授業科目 (第32条関係)

## 博士前期課程 英語学専攻

科目区分	授業科目	単位数
専門科目	形態論・統語論研究	4
	意味論・語用論研究	4
	英米文学・英米文化研究	4
	第二言語習得論研究	2
	コミュニケーション文法論	2
	英語学習達成度測定・評価研究	2
	英語教員・学習者論研究	2
	英語コミュニケーション研究A	2
	英語コミュニケーション研究B	2
	英語教育特別研究A	2
	英語教育特別研究B	2
	英語教育特別研究C	2
	英語教育特別研究D	2
	英語学特別研究A	2
	英語学特別研究B	2
	英語学特別研究C	2
	英語学特別研究D	2
	英語学特別研究E	2
専門演習科目	総合演習 I A	2
	総合演習 I B	2
	総合演習 II A	2
	総合演習 II B	2
	修士論文	4
	特定課題研究	4

## 博士前期課程 言語文化専攻

科目区分	授業科目	単位数
専門科目	形態論・統語論研究	4
	意味論・語用論研究	4
	第二言語習得論研究	2
	コミュニケーション文法論	2
	スペイン語教授法A	2
	スペイン語教授法B	2
	イペロアメリカ文学・文化研究A	2
	イペロアメリカ文学・文化研究B	2
	イペロアメリカ政治・経済研究A	2
	イペロアメリカ政治・経済研究B	2
	日本語形態論・統語論研究	4
	日本語意味論・語用論研究	4
	日本語表現法	2
	日中対照言語学研究	2
	日本語教授法A	2
	日本語教授法B	2
	グローバル・コミュニケーション研究A	2
	グローバル・コミュニケーション研究B	2
	英語ビジネス・コミュニケーションA	2
	英語ビジネス・コミュニケーションB	2
	国際関係学研究	4
	国際ビジネス研究	4
	マーケティング研究	4
	通訳技法A	2
	通訳技法B	2
	翻訳技法A	2
	翻訳技法B	2
	言語文化特別研究A	2
	言語文化特別研究B	2
	言語文化特別研究C	2
	言語文化特別研究D	2
	言語文化特別研究E	2
グローバル・コミュニケーション特別研究A	2	
グローバル・コミュニケーション特別研究B	2	
グローバル・コミュニケーション特別研究C	2	
グローバル・コミュニケーション特別研究D	2	
グローバル・コミュニケーション特別研究E	2	
専門演習科目	総合演習 I A	2
	総合演習 I B	2
	総合演習 II A	2
	総合演習 II B	2
	修士論文	4
	特定課題研究	4

博士後期課程 英語学専攻

科目区分	授業科目	単位数
専門科目	英語学特別研究ⅠA	2
	英語学特別研究ⅠB	2
	英語学特別研究ⅡA	2
	英語学特別研究ⅡB	2
	英語教育学特別研究ⅠA	2
	英語教育学特別研究ⅠB	2
	英語教育学特別研究ⅡA	2
	英語教育学特別研究ⅡB	2
専門演習科目	特別総合演習ⅠA	2
	特別総合演習ⅠB	2
	特別総合演習ⅡA	2
	特別総合演習ⅡB	2
自科目	高等教育論	2
	大学教員論	2

博士後期課程 言語文化専攻

科目区分	授業科目	単位数
専門科目	言語文化特別研究ⅠA	2
	言語文化特別研究ⅠB	2
	言語文化特別研究ⅡA	2
	言語文化特別研究ⅡB	2
	日本語学特別研究ⅠA	2
	日本語学特別研究ⅠB	2
	日本語学特別研究ⅡA	2
	日本語学特別研究ⅡB	2
専門演習科目	特別総合演習ⅠA	2
	特別総合演習ⅠB	2
	特別総合演習ⅡA	2
	特別総合演習ⅡB	2
自科目	高等教育論	2
	大学教員論	2

別表第2 教科又は教職に関する科目（第32条、第37条関係）

免許状の種類 (教科)	免許法に定める最低修得単位数	教科又は教職に関する科目	単位数	必修	選択	備考		
中学校教諭 専修（英語）  高等学校教諭 専修（英語）	24	形態論・統語論研究	4		○	1科目4単位以上を 修得すること		
		意味論・語用論研究	4		○			
		英米文学・英米文化研究	4		○			
				第二言語習得論研究	2	○		
				コミュニケーション文法論	2	○		
				英語学習達成度測定・評価研究	2	○		
				英語教員・学習者論研究	2	○		
				英語コミュニケーション研究A	2	○		
				英語コミュニケーション研究B	2	○		
				英語教育特別研究A	2	○		
				英語教育特別研究B	2	○		
				英語教育特別研究C	2	○		
		英語教育特別研究D	2	○				

別表第3 入学検定料（第24条、第63条、第64条関係）

対象年度入学者	区 分	納付金種別	金 額
全学生対象	博士前期課程	入学検定料	30,000円
	博士後期課程	入学検定料	30,000円
	科目等履修生	受入検定料	10,000円
	研 究 生	受入検定料	10,000円

別表第4 入学金、授業料その他納付金（第26条、第28条、第42条、第63条、第64条、第66条関係）

対象年度入学者	区 分	納付金種別	金 額（年額）
全学生対象	博士前期課程	入 学 金	250,000円 *1
		授 業 料	500,000円
		教育充実費	150,000円
	博士後期課程	入 学 金	250,000円 *2
		授 業 料	500,000円
		教育充実費	150,000円
	休 学 者	在 籍 料	50,000円 *3
	科目等履修生	登 録 料	10,000円 *4
		履 修 料	10,000円 *5
	研 究 生	登 録 料	10,000円 *4
研 修 料		40,000円 *6	

1. 本学学部から本大学院博士前期課程に入学する者および再入学する者の入学金は、150,000円とする。
2. 本大学院博士前期課程から進学する者の入学金は、これを徴収しない。
3. 在籍料は、1学期分の金額とする。
4. 登録料は、当該年度1回のみ徴収する。
5. 履修料は、1単位あたりの金額とする。
6. 研修料は、1学期分については当該金額の半額とする。ただし、関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程第3条に規定する海外の協定締結大学または教育機関からの学生等および本学が認めた者は、これを徴収しない。
7. 別表第4に規定するもののほか、教育に必要な費用を徴収することがある。